

# 平成26年度 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内

【平成26年度分実施時期：平成26年10月1日～平成27年3月31日】

## ■ 肺炎球菌について

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

## ◆◆◆ 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）の概要 ◆◆◆

1 対象者	<p>横浜市内に住民登録があり、次の(1)(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 【平成26～30年度】 各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（平成26年度のみ101歳以上となる方も対象） 【平成31年度以降】65歳の方</p> <p>【平成26年度の対象者】</p> <table border="1" data-bbox="354 775 1477 1131"> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和24年4月2日生 ～昭和25年4月1日生</td> <td>70歳</td> <td>昭和19年4月2日生 ～昭和20年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和14年4月2日生 ～昭和15年4月1日生</td> <td>80歳</td> <td>昭和9年4月2日生 ～昭和10年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>85歳</td> <td>昭和4年4月2日生 ～昭和5年4月1日生</td> <td>90歳</td> <td>大正13年4月2日生 ～大正14年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>大正8年4月2日生 ～大正9年4月1日生</td> <td>100歳</td> <td>大正3年4月2日生 ～大正4年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td colspan="3">大正3年4月1日以前の生まれ</td> </tr> </table> <p>(2) 接種日現在で60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に1級相当の障害のある方</p> <p>※上記年齢以外の方については、平成27年度以降に上記の年齢に達する年度に定期接種の対象となります。なお、接種費用を全額ご自身で負担していただく任意接種については、上記年齢以外の方もお受けいただくことができます。</p>	65歳	昭和24年4月2日生 ～昭和25年4月1日生	70歳	昭和19年4月2日生 ～昭和20年4月1日生	75歳	昭和14年4月2日生 ～昭和15年4月1日生	80歳	昭和9年4月2日生 ～昭和10年4月1日生	85歳	昭和4年4月2日生 ～昭和5年4月1日生	90歳	大正13年4月2日生 ～大正14年4月1日生	95歳	大正8年4月2日生 ～大正9年4月1日生	100歳	大正3年4月2日生 ～大正4年4月1日生	101歳以上	大正3年4月1日以前の生まれ		
65歳	昭和24年4月2日生 ～昭和25年4月1日生	70歳	昭和19年4月2日生 ～昭和20年4月1日生																		
75歳	昭和14年4月2日生 ～昭和15年4月1日生	80歳	昭和9年4月2日生 ～昭和10年4月1日生																		
85歳	昭和4年4月2日生 ～昭和5年4月1日生	90歳	大正13年4月2日生 ～大正14年4月1日生																		
95歳	大正8年4月2日生 ～大正9年4月1日生	100歳	大正3年4月2日生 ～大正4年4月1日生																		
101歳以上	大正3年4月1日以前の生まれ																				
2 実施期間	<p>平成26年10月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>※「横浜市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関」の休診日を除く。</p>																				
3 接種場所	<p>横浜市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」）</p> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 接種日時は協力医療機関によって異なりますので、必ず事前に電話などで確認してください。（予約が必要な場合もあります。）</li> <li>◆ 協力医療機関名簿は、各区福祉保健課や横浜市健康福祉局のホームページで確認してください。</li> </ul> <p> <span>各区福祉保健課 → 4ページに連絡先や交通機関を掲載</span>  <span>横浜市健康福祉局ホームページ → <a href="#">横浜市保健所 成人肺炎球菌</a> <input type="button" value="検索"/></span> </p>																				
4 接種費用	<p><b>3,000円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、所定の書類をご用意していただくことにより、<b>無料で接種を受けることができます。</b>（詳細は3ページ参照）</li> <li>(1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方</li> <li>(2) 生活保護を受けている方（生活扶助基準の見直しにより保護廃止となった方を含む）</li> <li>(3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方</li> </ul> <p>※ <b>支払い後の接種費用の払い戻しはできません。</b></p> <p>・実施期間を過ぎると3,000円又は無料で接種を受けることができなくなりますので御注意ください。</p>																				
5 接種に必要なもの	<p>① 予診票 ② 住所・氏名・年齢を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）          &lt;1 対象者(2)に該当する方は、身体障害者手帳や診断書で障害の程度も確認します。&gt;</p>																				
6 接種回数	<p><b>1回</b>（2回接種した場合、2回目は全額自己負担となります。）</p>																				

#### 4 接種費用の免除について

～免除対象者であることを確認できる書類が必要です～

次のいずれかの条件に該当する方は、確認書類の提出により接種費用（3,000円）が免除されます。

##### (1) 接種費用が免除される条件

- ア ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方
- イ 生活保護を受けている方(生活扶助基準の見直しにより保護廃止となった方を含む)
- ウ 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方

##### (2) 必要書類

上記に該当する方は、下表のいずれかの書類を協力医療機関に提出してください。

対象となる方	必要な書類
ア 非課税世帯の方	①「介護保険料額決定通知書」のコピー ②「介護保険料額通知書」のコピー ③「介護保険負担限度額認定証」のコピー ④「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」のコピー
イ 生活保護の方	⑤「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ⑥「生活保護費支給証」のコピー ⑦「生活保護受給証明書」（原本に限る） ⑧「保護廃止証明書」のコピー（対象者：生活扶助基準の見直しにより保護廃止となった方）
ウ 中国残留邦人等の方	⑨「本人確認証」のコピー
<b>【ご注意】①②⑤⑥については26年度のもの、③については適用年月日が26年7月1日以降のもの、④については発効期日が26年8月1日以降のものをご用意ください。</b>	
上記書類がお手元がない場合	⑩「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担免除対象者確認書」 ※下記の要領で交付を受けます。



#### 「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担免除対象者確認書」の交付に必要な手続き

- ・下表のとおり、区役所窓口または郵送での申請が必要となります。ただし、郵送による交付は、事由（65歳の誕生日直後の申請、住所移動、世帯分離等）により、対応できないことがあります。
- ・手続きは代理の方でも可能です。（代理の方が郵送で申請する場合、本人の**委任状**を同封してください。）
- ・高齢者施設等において、入所者分を一括で郵送申請する場合、必要書類を送付しますので、事前に健康安全課へ御連絡ください。（被接種者の本人確認書類のコピーを添付していただきます。）

	区役所窓口での申請	郵送での申請
申請先	区福祉保健課（健康づくり係）	健康福祉局健康安全課
受付期間	10月1日（水）～平成27年3月31日（火） （※土・日・祝日を除く）	10月1日（水）～平成27年3月20日（金） （※3月20日までの消印有効）
手続方法	申請手続きには、接種を受ける方の健康保険証、運転免許証など住所・氏名・年齢を確認できるものが必要となります（代理申請を含む）ので、ご持参ください。60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳や診断書を確認させていただきます。 被接種者の同一世帯員以外の方が代理で申請する場合、代理の方の本人確認のできるもの及び接種を受ける方の印かん又は委任状をお持ちください。	① 便せんなどの用紙に、「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担免除申請」と明記し、接種を受ける方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入します。 ② 返信用の封筒を用意し、住所・氏名・郵便番号を記入し、82円切手を貼付します。 ③ 上記①②を封筒に入れ、次の申請先に送付します。 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局 健康安全課 予防接種担当宛
発行までの期間	原則として申請当日	1週間程度

## 1 肺炎球菌ワクチンについて

23 価の成人用肺炎球菌ワクチンは、93 種類に分類される肺炎球菌の型のうち病気を引き起こしやすい 23 種類の菌の型に効果があり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

## 2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

### (1) 一般的な注意事項

- ア 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性や副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。
- イ 認知症状等があって、最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。
- ウ 市外の医療機関での接種を希望する場合は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。詳細については、お住まいの区の福祉保健課にお尋ねください。ただし、接種費用は全額自己負担となります。

### (2) 予防接種を受けることができない方

- ア 明らかな発熱（37.5 度以上）を呈している方
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ウ 成人用肺炎球菌ワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック<sup>(※)</sup>を起こしたことがある方  
(※アナフィラキシーショック：通常、接種後約 30 分以内に起こる激しいアレルギー反応のこと)
- エ 過去に 23 価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方
- オ その他、医師が不適当な状態と判断した方

### (3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を持つ方
- イ これまでに予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ウ 過去にけいれんの既往のある方
- エ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- オ 成人用肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方

### (4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ア 接種後 30 分間は急な副反応が起こることがあるため、医師に連絡を取れるようにしましょう。
- イ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ウ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- エ 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）を受けたあとに、任意接種として、再接種をご検討される方は、5 年以内の再接種は副反応が起こりやすくなるとされていますので、5 年以上の間隔をあけて、医師と相談のうえ、行ってください。

## 3 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応

接種部位の疼痛、熱感、腫脹、発赤などが主な副反応で、通常 2～3 日程度で治まります。

その他、筋肉痛、倦怠感、悪寒、頭痛、発熱、腋窩痛、そう痒感、じんましん、関節痛、重大な副反応として、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常やギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応などの報告があります。

接種後、上記のような症状を感じた場合は医師の診察を受けてください。その他、分からないことがある場合は各区福祉保健課にお問い合わせください。

◆肺炎の予防のために◆ ～予防には、普段から日常生活にも気を配ることが有効です～  
規則正しい健康的な生活をし、次のようなことにも注意して、普段から肺炎の予防を心がけましょう。

- バランスの取れた食事を摂る
- 散歩などの適度な運動をする
- 禁煙する
- 誤嚥（食べたものや飲んだものが誤って食道ではなく気管に入ってしまうこと）を防ぐ
- 手洗い・うがいの徹底や入浴などで身体の清潔を保つ
- 口腔内を清潔に保つ（毎日の歯磨きの徹底）
- 基礎疾患を治療する

## 6 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、各区福祉保健課にお問い合わせください。

## 7 お問い合わせ先 など

### (1) 各区福祉保健課 健康づくり係

開庁日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：8:45～17:00（窓口） / 8:45～17:15（電話）

区役所	所在地	電話	FAX	交通機関
青葉	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2438	978-2419	市が尾駅（東急）から徒歩 8 分
旭	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6146	953-7713	鶴ヶ峰駅（相鉄）から徒歩 7 分
泉	泉区和泉町 4636-2	800-2445	800-2516	いずみ中央駅（相鉄）から徒歩 5 分
磯子	磯子区磯子 3-5-1	750-2445	750-2547	磯子駅（JR）から徒歩 5 分
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8	411-7138	316-7877	東神奈川駅（JR）、反町駅（東急）、仲木戸駅（京急）から徒歩 7 分
金沢	金沢区泥亀 2-9-1	788-7840	784-4600	・金沢文庫駅（京急）から徒歩 12 分 ・金沢八景駅（京急・シーサイドライン）から徒歩 12 分
港南	港南区港南中央通 10-1	847-8438	846-5981	港南中央駅（市営地下鉄）から徒歩 1 分
港北	港北区大豆戸町 26-1	540-2362	540-2368	大倉山駅（東急）から徒歩 7 分
栄	栄区桂町 303-19	894-6964	895-1759	本郷台駅（JR）から徒歩 10 分
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5744	365-5718	三ツ境駅（相鉄）から徒歩 10 分
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2350	948-2354	センター南駅（市営地下鉄）から徒歩 6 分
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1832	510-1792	・鶴見駅（JR）から徒歩 9 分 ・京急鶴見駅（京急）から徒歩 7 分
戸塚	戸塚区戸塚町 16-17	866-8426	865-3963	戸塚駅（JR・市営地下鉄）から徒歩 2 分
中	中区日本大通 35	224-8332	224-8157	・日本大通り駅（みなとみらい線）から徒歩 4 分 ・関内駅（JR・市営地下鉄）から徒歩 7 分
西	西区中央 1-5-10	320-8439	324-3703	・戸部駅（京急）から徒歩 8 分 ・平沼橋駅（相鉄）から徒歩 10 分
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6345	333-6309	星川駅（相鉄）から徒歩 2 分
緑	緑区寺山町 118	930-2357	930-2355	中山駅（JR・市営地下鉄）から徒歩 5 分
南	南区花之木町 3-48-1	743-8241	721-0789	・蒔田駅（市営地下鉄）から徒歩 5 分 ・井土ヶ谷駅（京急）から徒歩 10 分

### (2) 横浜市健康福祉局ホームページ

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/kansensyo/vaccination/seijinhaikyuu.html>

または

横浜市保健所 成人肺炎球菌

検索

平成 26 年 9 月発行 横浜市健康福祉局健康安全課 TEL 671-4190 FAX 664-7296